

令和8年度  
上水工第9号

水道施設監視システム設置型サーバ更新工事  
(鷹巣浄水場)

特記仕様書

北秋田市建設部上下水道課

## 第1編 総 則

### 第1章 一般事項

#### 1. 適用範囲

本仕様書は、「水道施設監視システム設置型サーバ更新工事（鷹巣浄水場）」に適用する。

#### 2. 設計図書

(1) 設計図書とは、仕様書及び金抜設計書をいう。

(2) 設計図書の優先順位は次のとおりとする。

① 特記仕様書

② 金抜設計書

(3) 設計図書は現場事務所等に常備のこと。

#### 3. 疑義

次の場合は速やかに監督職員に申し出てその措置について指示を受けること。

(1) 設計図書の内容に相違がある場合。

(2) 設計図書の表示が明確でない場合、また疑義を生じた場合。

(3) 設計図書と現場が一致しない場合。

(4) 予期することができない特別の事態が発生し、設計図書に示された条件を満たすことが不可能になった場合。

(5) 発注者と受注者との工事請負契約事項と設計図書および前項諸書の定めと異なる場合は、工事請負契約事項による。

#### 4. 打ち合わせ等

(1) 別に定める日、並びに監督職員又は受注者が必要と認める日に打ち合わせを行う。この際、協議確認した事項は仕様書と同等の効力を有するものとする。

#### 5. 設計変更等

(1) 設計変更に伴う変更契約は、その内容（工事内容、工期、金額）を契約担当者が受注者に掲示し、協議のうえ締結するものとする。

(2) 設計変更の対象となるものは、設計書、仕様書ならびに現場説明で示した事項とする。

(3) 設計図書に指定がある場合を除き、仮設・工法など、工事を完成させるために必要な手段・方法については、受注者が決定するものとする。

(4) 受注者は契約後、仕様書、設計図書に基づき承認図を作成し、監督職員の承認を得なければならない。この承認を得た後でなければ製作に着手してはならない。

(5) 上記以外でも不測の事態が発生した場合は、すみやかに監督職員と受注者が協議のうえ決定するものとする。

#### 6. 各種手続き

本工事の施工にあたり、必要な各官公署・関係機関への申請・検査等の手続きは、受注者が自己の費用にて代行するものとする。

#### 7. 機器の運搬・搬入

(1) 現場へ搬入する各機器は、検査及び点検を行った後、荷痛みのないよう十分な荷造りを行い現地へ搬入する。

(2) 搬入に際しては、各機器に損傷のない様に特に注意を払い、運搬中に事故が生じた場合は、すべて受注者の負担とする。

(3) 搬入・据付完了後、荷渡しまでの各機器の保管に関しては監督職員と協議の上、受注者の責任において行う。これら一切の経費はすべて受注者の負担とする。

#### 8. 試験・検査

各製作機器は、製作工場にて組立完了後、適用規格に準拠した各種試験及び検査を行うものとする（ただし、汎用機器についてはこの限りでない）。なお、各機器は工場出荷時に所定の性能を十分に満たす製品とする。

#### 9. 保 証

工事完成・引き渡し後、瑕疵担保責任期間内に施工又は機材の不良に基づく事故等が発生した場合は、無償で保証又は交換するものとする。

## 第2編 機械・電気工事

### 第1章 工事内容

#### 1. 工事範囲

本工事は、以下の一切の施工を行うものである。

- ①設置型サーバの製作及び据付（処分含む）
- ②機器への配線
- ③ソフトウェアの構築
- ④監視機能養生（サブサーバへの切替）
- ⑤記録したデータの移行
- ⑥更新後の試運転調整

#### 2. 工事仕様

##### (1) 一般事項

###### ① 概要

関係法規に準拠し、電氣的、機械的に安全かつ美麗にして耐久性に富み、保守点検が容易なように施工するものである。

###### ② 位置の決定

現場に設ける主要器具ならびに配線経路の詳細な位置の決定については、監督職員と打合せのうえ決定のこと。

###### ③ 防湿、防蝕処理

湿気、水気の多い場所、爆発性及び腐食性ガスの発生する場所などに敷設する器具及び材料は、その特殊性に適合したものを使用施工のこと。

##### (2) 工事施工に関する留意事項

- ①工事内容を十分に理解し、現場の綿密な調査を行うこと。
- ②既設構造物等への汚損の恐れのある場合は、適切な養生、防護措置を講ずること。
- ③免許又は講習の受講修了等の資格を必要とする作業の場合はそれぞれ資格の有する者が施工すること。
- ④施工を行う場合は、原則として監督職員が立会いのうえ、関係機器が運転を停止し、又は休止状態にあり、誤作動等による事故が発生しないようにすること。
- ⑤浄水処理機器類の水に異物を混入させ、又は混入している状況を発見した場合は、直ちに監督職員へ連絡すること。
- ⑥施工後は他の機器・設備類が正常に運転していることを確認すること。
- ⑦構造物及び設備を汚損又は損傷を与えた場合は、速やかに監督職員に報告し、受注者の責任において復旧すること。
- ⑧既設流用品に不具合が確認された場合は監督職員に報告し、対応策や費用負担について協議するものとする。
- ⑨施工中は、メインサーバとサブサーバの切替に伴う施設監視機能の停止を防止するため、必要なシステム養生を検討し、施工方法については監督職員と協議のうえ、作業に着手すること。
- ⑩更新に際しては、既設サーバに記録されている過去データの移行を行い、データに欠損が生じないように施工すること。
- ⑪鷹巣・森吉・合川・阿仁地区における遠方監視、警報出力及びデータ収集等の各機能について、更新前後で同等の機能が維持されることを確認するため、全施設を対象に総合動作試験を実施すること。
- ⑫別途発注されている「上水工第5号水道施設監視システム整備工事（阿仁地区）」との調整を図り、工程及び施工内容について協議のうえ、支障のないように施工すること

#### 3. 更新機器

鷹巣浄水場設置型サーバ

##### ①サーバ装置 1台

プロセッサ：Intel Xeon E-2414 2.6G  
OS : Linux  
メモリ : 16GB  
ストレージ : 1.6TB SSD

RAID : R A I D 1

保守サポート : 4時間対応オンサイト7年

②ソフトウェア 1式